

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 7 月 7 日

札幌市長 秋元 克広

記



## 1 契約担当部局

〒004-8613 札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2 番 1 号 清田区役所 2 階

札幌市清田区市民部地域振興課地域活動担当係（電話 011-889-2024）担当：久保、橋田、鷲尾

## 2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 「きよたマルシェ＆きよフェス」運営等業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後のものは除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

### ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (7) 令和 4 ~ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」－中分類「広告業」に登録されている者であること。また、同名簿に記載の本店又は支店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (8) 入札告示日を起点とした過去 5 年間において、国又は地方公共団体が発注するイベントに係る会場設営や音響管理等の類似業務に関する契約を締結し履行した実績があること。





#### 4 入札説明書の入手方法

上記 1 の場所及び清田区役所ホームページで入手できる。（清田区役所ホームページ  
[http://www.city.sapporo.jp/kiyota/keiyaku\\_ippan.html](http://www.city.sapporo.jp/kiyota/keiyaku_ippan.html)）

なお、上記 1 の場所で交付する期間は、この告示の日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ

(2) 入札書の提出方法

上記 1 に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 7 月 14 日（月）9 時 30 分（送付による場合は必着）

(4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 14 日（月）10 時 00 分

清田区役所 2 階 2 A 会議室（札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2 番 1 号）

#### 6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に関する通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札參





加資格を有することを証する書類) を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかつた者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。